

剰余金の翌事業年度への繰越に係る知事の承認について

【要旨】

事務局において、次のとおり内容の確認を行った結果、法人の処分案のとおりとすることが適当と認められることから、知事による剰余金の翌事業年度への繰越し承認に当たり、評価委員会としては「法人の処分案のとおり承認することに異議はない」との意見を述べるのが適当と判断される。

1 確認の方針

知事による剰余金の翌事業年度の繰越承認については、中期計画において記載された教育研究に係る当該事業年度に行うべき事業を行ったことを立証することをもって、経営努力に係る説明責任を果たしたとする取扱いとしている（平成18年度評価委員会にて決定）。

区分	具体的な内容	剰余金処分の取扱い
① 行うべき事業を行った場合	中期計画に記載された学部、修士、博士の各課程における各学生収容定員を在籍者が充足している場合	中期計画であらかじめ定めてある「剰余金の使途」に翌年度以降充てることができる積立金（以下「目的積立金」という。）として処分
② 行うべき事業を行わなかった場合	学生収容定員に対し、在籍者が90%を下回った場合	次により算定した額を積立金として整理（中期目標終了時に残余の額がある場合は、県に納付） 【算定式】 (学生収容定員－在籍者数) × 学生経費※ ※ 法人化前の予算要求に用いていた「学生経費」

2 確認内容

「平成27事業年度に係る業務の実績に関する報告書」の大学院の学生収容定員について、充足率90%を満たしていないことを確認した。

区 分	計画（定員）	実 績	充足率	摘 要
学部	1,840人	2,008人	109.1%	
大学院	239人	173人	72.4%	
盛岡短期大学部	200人	227人	113.5%	
宮古短期大学部	200人	217人	108.5%	

【参考1】平成27事業年度の利益の処分に関する書類(案)

(単位:百万円)

区分	金額	内 容
当期剰余金（総利益）	303	
積立金	9	・ 次期繰越金的なもの（欠損の補てん以外取崩し不可）
目的積立金	294	・ 知事の認可を受け、中期計画に定める使途（教育研究・施設環境充実に充て可能）

【参考2】平成27年度の積立金（定員未達分）の内訳

（単位：円、人）

研究科		定員等の状況			学生経費 ②	県納付額 ①×②
		定員	実績	差引 ①		
看護学研究科	博士前期課程	30	22	8	147,675	1,181,400
	博士後期課程	15	12	3	210,975	632,925
社会福祉学研究科	博士前期課程	30	15	15	80,100	1,201,500
	博士後期課程	9	14	-	-	-
ソフトウェア情報学研究科	博士前期課程	80	84	-	-	-
	博士後期課程	30	15	15	210,975	3,164,625
総合政策研究科	博士前期課程	30	6	24	80,100	1,922,400
	博士後期課程	15	5	10	114,750	1,147,500
計		239	173	-	-	9,250,350

【参考3】地方独立行政法人法(抜粋)

(利益及び損失の処理等)

第40条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第1項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第26条第2項第6号の剰余金の用途に充てることことができる。

4 [略]

5 設立団体の長は、前2項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

6～7 [略]